

傷病手当金の申請

傷病手当金とは

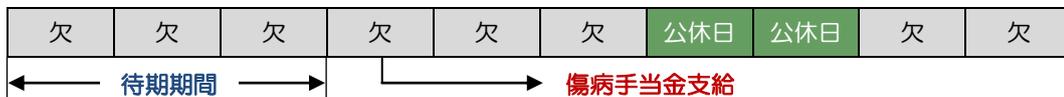
被保険者の方が業務外の病気やケガのため事業所（会社）をお休みにになり、その間給与等が支払われないとき^(*)、被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。

(*) 給与等が減額されたため、その支給額が傷病手当金の給付額より少ない場合を含みます。

支給要件

次の4つの条件がすべてあてはまる場合に給付されます。

1. 業務外の病気やケガで療養中の場合
2. 療養のため仕事につくことができなかった場合（労務不能）
（入院・通院を問わず、医師等による労務不能の証明が必要となります）
3. 休んでいる期間に対し、事業所（会社）から給与等の支払いがないか、または支払われた金額が傷病手当金より少ない場合
4. 4日以上仕事を休んだ場合（療養のため仕事を休み始めた日から、連続した3日間は待期間となり、4日目から支給の対象になります）



※ 負傷の原因が業務上または通勤途上のものについては、健康保険を使うことはできません。労災保険で給付を受けていただくことになりますので、詳しくは労働基準監督署へお問い合わせください。

※ 交通事故等による負傷の場合、自動車保険や損害賠償責任保険から支払われるか、または加害者が負担することになります。健康保険を使用して治療したときは「第三者等の行為による傷病届」を提出してください。

支給額

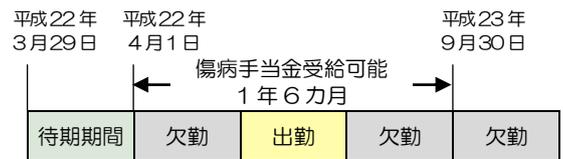
事業所（会社）を休んだ1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

例）標準報酬月額が180,000円の方が15日間休んだ場合の支給例
 $180,000 \text{円} \div 30 = 6,000 \text{円}$ （標準報酬日額）
 $6,000 \text{円} \times \frac{2}{3} \times 15 \text{日} = 60,000 \text{円}$ が支給

- ※ 待期間（3日間）は支給対象となりません。
- ※ 給与等が支払われ、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。
- ※ 出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられる場合は、出産手当金が優先します。
- ※ 《障害厚生年金を受けている方》同一の傷病で厚生年金保険法の障害厚生年金又は障害手当金を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、その金額が傷病手当金より少ない場合には、その差額が支給されます。
- ※ 《老齢厚生年金を受けている方》資格喪失後（ご退職後）の継続給付受給者で老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、その金額が傷病手当金より少ない場合には、その差額が支給されます。

支給期間

傷病手当金が支給される期間は、一つの傷病（起因する疾病を含みます）ごとに支給されることとなった日から1年6カ月の間までです。これは暦の上で1年6カ月ということで、途中に出勤した日があっても、支給開始の日から1年6カ月を超えた期間は支給されません。



手続き方法

「傷病手当金支給申請書」に被保険者の方がご記入になり、事業主の証明（申請期間について労務と給与（賃金）に関する証明）、担当医師等の証明（労務につくことができないことの証明）をお受けいただき、給与計算の締め日以降にご提出ください。

《添付書類》

- 初回申請時には、労務に服することができなかった期間を含む給与計算期間とその期間前1カ月分の給与（賃金）台帳と出勤簿（タイムカード）の写しを添付してください。役員などで、出勤簿及び給与（賃金）台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議議事録の写しを添付してください。
- 出勤された場合、傷病手当金請求期間の最終日を含む月（該当する給与計算期間）の出勤簿（タイムカード）・給与（賃金）台帳の写しを添付してください。その他、必要に応じて出勤簿（タイムカード）・給与（賃金）台帳の写し等をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- 障害厚生年金を受給されている方は「年金振込通知書（支払通知書）の写し」、「年金額改定通知書の写し」等、直近の年金額がわかるものを添付してください。
- 資格喪失後（ご退職後）の継続給付を受けられる方で、老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金等を受給している方は、「年金振込通知書（支払通知書）の写し」、「年金額改定通知書の写し」等、直近の年金額がわかるものを添付してください。

注意事項

- 申請期間はできるだけ給与の締め日にあわせて申請するようお願いいたします。
- 申請期間と担当医師が労務不能と認めた期間は一致するように申請をお願いいたします。また、担当医師の意見欄は、原則として証明日以前の期間について意見を記入していただく必要があります。
- 申請書提出後、審査等のため決定に時間がかかる場合があります。この場合には、申請者ご本人様にその旨をお知らせいたします。審査のため、その他の書類を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

ご退職後の傷病手当金について

ご退職日（資格喪失日の前日）まで健康保険の被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者の資格を失った時に傷病手当金の支給を受けているか、支給を受ける条件を満たしている場合は、被保険者であった時と同様に傷病手当金が支給されます。

※ 事業所（会社）をご退職され、任意継続加入期間中に新たに発生した傷病については対象となりません。

※ 傷病手当金が支給される期間は、雇用保険の失業給付金等の受給はできません。

全国健康保険協会 秋田支部

協会けんぽ

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

Tel : 018-883-1800 Fax : 018-883-1544

HP : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita> 協会けんぽ 秋田

各種申請書・記入例は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

